

# 公募型行為許可の試行実施に関する事業者募集 募集要項 (令和元年度公募:都心臨海部の公園での健康づくり)

## 1 趣旨

横浜市では、新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、公園における公民連携に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を令和元年9月に策定しました。

基本方針においては、具体的取組のひとつに公募型行為許可制度の創設を掲げています。

公募型行為許可制度では、公益性を確保しつつ民間事業者等の方々のアイデアを活用したイベント等を行い、公園の魅力と賑わいの創出を図ることを目指しています。このたび、制度の確立に向け、都心臨海部の公園において、公園の魅力アップと市民の健康づくりを目的としたヨガ等（※）を実施する事業者の公募に試行的に取り組むこととしました。

今回の試行実施では、公募型行為許可制度の検討に資するため、従来の行為許可の基準を一部緩和しつつイベント等を実施していただく中で、公益性の確保や公園利活用への影響を検証するものです。具体的には次のとおりです。

※「ヨガ等」とは、本公募では次のとおりとします。

- 身体の柔軟性を高めることを主な目的とした運動を指します。
- 実施場所は芝生であることから、芝生を傷めるおそれのある運動は不可とします。（3.0メッツ（運動強度）までの運動を想定しています。）

【参考：各運動のメッツ例】

ストレッチング（2.3メッツ）、ヨガ（2.5メッツ）、太極拳（3.0メッツ）

出典：健康づくりのための身体活動基準 2013（厚生労働省）

### ① 行為許可申請者の要件緩和

民間事業者等の方々が単独で行為許可申請できることを可能とします。これに伴い、従来は申請者の要件に求めている公益性を、行為内容に求めることとし、公益性の確保について検証していきます。

### ② 行為回数の制限緩和

行為許可範囲を公園の一部に限定しつつ、1か月に2回までのイベント等の開催を可能とし、他の公園利用者への影響や公園の賑わいへの貢献を検証します。

上記の趣旨にご賛同いただき、公園の魅力アップと市民の健康づくりに資するヨガ等のご提案を募集します。

## 2 試行実施の概要

- (1) 対象公園  
山下公園及び大通り公園
- (2) 実施場所  
指定するエリア（別図参照）内の最大 100 m<sup>2</sup>まで
- (3) 実施期間  
令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 11 月 30 日（平日・土日祝日ともに可能です）  
※東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う安全上の要請等に応じ、許可した日程を変更する場合があります。
- (4) 実施時間  
午前 7 時 00 分～午後 9 時 00 分の間で 1 回あたり 3 時間以内（準備・撤収を含みます）
- (5) 実施回数  
1 日に 1 回、1 か月に 2 回まで、期間中 10 回まで
- (6) 参加人数  
1 回あたり 20 名程度（主催者側の人数は含みません）
- (7) 参加費の徴収  
可能
- (8) 付与する許可  
公園内行為許可（横浜市公園条例第 6 条第 1 項第 6 号該当）
- (9) 徴収する公園使用料  
1 回の実施につき 3,900 円（横浜市公園条例施行規則別表第 2）
- (10) 補足事項
  - ① 実施場所に電源はありません。
  - ② 音の出る器具は、上記の実施時間のみ提案可能ですが、実施に伴う音量や音質には、近隣当への迷惑とならないよう、十分に配慮してください。また、連続して音が発生しないよう工夫してください。なお、苦情等の状況によっては、許可を取り消す場合もあります。

## 3 提案内容に関する条件

次の条件を全て満たすこと。

- ① 市民の健康づくりを目的としたヨガ等の実施が主たる行為となるようにしてください。
- ② ヨガ等の実施とともに、公園の魅力アップに資する行為（清掃活動等による公園の快適性の向上、ヨガ等の実施に係る情報発信の際に公園の魅力もあわせて発信する等）を行ってください。
- ③ ヨガ等の実施が、公園周辺エリアの魅力と賑わいの向上に資することが期待できること。

- ④ 参加者は一般募集してください。(特定の会員等のみが参加者となることは不可です)

※ 参加者に条件(例:子どもと保護者、〇歳以上など)を付すことは可能です。

- ⑤ ヨガ等とともにその他の行為を実施する場合、当該行為はヨガ等の付帯として位置付けられる範囲とし、収支計画上の収入及び支出に占める割合は半分に満たない範囲としてください。

※ 提案に当たっては、本要項P7に示す問合せ先に必ず事前相談を実施してください。

**【許可できない行為の例】**

ヨガ等の参加者への水分補給等を目的とした飲食物販売は可能ですが、一般の公園利用者への物品及び飲食物の販売はできません。

#### 4 応募にあたっての条件

- (1) 応募者は次の条件を全て満たす法人であること。

- ① 提案の内容の実施主体であること。

※ 実施方法は、応募法人単独、複数法人(応募法人とその他の法人で実施)、組織体(応募法人を含む複数法人により実行委員会等を結成)のいずれも可能。

- ② ヨガ教室等の開催実績を有していること。  
③ 本公募への応募は1法人1件とし、他の本公募への応募に関与していないこと。  
④ 市内事業者(横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。)であること。  
⑤ 横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けるに相当する法令に反する行為または不適切な行為が認められないこと。  
⑥ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

- (2) 提案内容が次に該当しないこと。

- ① 法令や公序良俗に反するまたは反する恐れがある場合  
② 横浜市の施策、条例及び規則に抵触する場合  
③ 政治的、宗教的な要素を含む場合  
④ 公共性及び公平性が担保できない場合  
⑤ 騒音等を発生させ、公園及び周囲の良好な環境を保てなくなる恐れがある場合

## 5 応募方法

別添の申込書（様式1）、提案説明書（様式2）及び収支計画書（様式3）をご記入の上、開催実績の分かる資料を添付し、次によりお申込みください。

(1) 申込期限

令和2年2月5日（水）17時まで（時間厳守）

(2) 申込方法

環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当へ電子メールでお申込みください。

メールアドレス：[ks-toshinbuevents@city.yokohama.jp](mailto:ks-toshinbuevents@city.yokohama.jp)

(3) 申込時の留意点

- ① 所定の応募書類（様式1～3）のほか、関係資料（企画書や実績等）があれば、あわせて送付してください。（資料に応募者名は記載しないこと）
- ② メールの件名は【ヨガ等公募】としてください。
- ③ 申込後、必ず上記申込先まで電話連絡（TEL 045-671-3648）をしてください。

## 6 質問書の受付

本要項の内容に疑義がある場合は、次により質問書（様式4）を提出してください。

(1) 提出期限

令和2年1月10日（金）17時まで

(2) 提出方法

環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当へ電子メールで送付してください。

メールアドレス：[ks-toshinbuevents@city.yokohama.jp](mailto:ks-toshinbuevents@city.yokohama.jp)

(3) 提出時の留意点

- ① メールの件名は【ヨガ等質問】としてください。
- ② メール送付後、必ず上記提出先まで電話連絡（TEL 045-671-3648）をしてください。

(4) 回答方法

令和2年1月24日（金）横浜市のホームページに回答を掲載する予定です。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/toshinbu-shikou>

※ 電話等による個別回答は行いません。

## 7 行為許可候補の決定

### (1) 審査

本要項の3及び4に掲げる条件への適合性等について、次の基準で関係部署による審査を行います。

	項目	審査通過基準
ヨガ等の公益性の確認	市民の健康づくりへの貢献	ヨガ等が主たる行為であること
	公園の魅力アップへの貢献	公園の魅力アップに資する行為が提案されていること
	公園周辺エリアの魅力と賑わい向上への貢献	周辺への配慮が意識されていること
	参加者	一般募集すること
付帯するその他の行為	ヨガ等との関係性	付帯として位置付けられる程度であること
応募者	本要項4(1)に示す①～⑥	①～⑥の全てに該当すること
提案内容	本要項4(2)に示す①～⑤	①～⑤に該当しないこと
	公園の維持管理への影響	支障のおそれのない提案であること

### (2) 行為許可候補の決定

審査の結果、基準を全て満たした応募提案を行為許可候補として決定します。審査結果は応募者全員に文書で通知するとともに、横浜市のホームページで提案内容及び応募者名を公表します（行為許可候補とならなかった応募提案は提案内容のみ公表）。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/toshinbu-shikou>

## 8 実施に向けた準備

### (1) 実施日時の調整

他の実施事業との兼ね合い等により、実施日時を変更していただく場合があります。日程調整にご協力をお願いします。

### (2) 公園周辺エリアへの説明

行為許可候補としての決定を受けた後、実施予定公園周辺の関係者への事前説明（実施の内容や周辺エリアへのメリット等）をお願いします。説明先は、行為許可候補決定通知受領後、環境創造局南部公園緑地事務所 都心部公園担当へお問合せください。

### (3) 必要な手続

実施初日の2週間前までに、環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当へ所定の様式及びその他必要書類（公園周辺エリアへの事前説明の結果報告を含む）をそろえて公園内行為許可を申請し、許可を得てください。

公園使用料は、実施日初日より前に納付してください。荒天等により開催できなくなった場合で、返還申請があった場合には公園使用料の返還が可能です。荒天等の判断は

管理者において行いますので、返還申請前にご確認ください。

(4) 禁止事項

用具等の使用や設置に際し、公園利用者の安全に悪影響を与えること及び安心感を損ねること、並びに公園施設を傷つける行為はできません。

また、用具等は開催のつど設置・撤収することとし、現地に留め置くことはできません。連日開催の場合も、毎日設置と撤収を行ってください。

(5) 行為許可候補の取消

行為許可候補として決定後、本要項3及び4に掲げる条件を満たさないこと等が判明した場合、決定を取り消します。

(6) 実施の中止

行為許可候補として決定後、実施を中止することとなった場合は、速やかに理由を付した書面（様式自由）を作成し、申し出てください。

(7) 行為許可内容の変更

原則として提案どおりの内容で実施していただきます。やむを得ず行為許可を受けた内容を変更する場合、本要項の範囲内であれば、変更の協議を行うこととします。

## 9 実施結果の報告

事業を終了しましたら、速やかに実施結果報告書（様式5）及び収支報告書（様式6）を提出してください。

令和2年度は試行実施として位置付けており、今後の制度設計の参考とするために報告書の内容についてヒアリングさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

## 10 スケジュール（予定）

令和元年12月20日（金）	公募開始
令和2年1月10日（金）17時	質問書提出期限
令和2年1月24日（金）	質問書に対する回答
令和2年2月5日（水）17時	提案書提出期限
令和2年2月中下旬	審査、行為許可候補決定、通知
令和2年3月～	事業者による事前説明、参加者募集、行為許可申請等
令和2年4月～11月	事業期間

## 11 問合せ先

環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当

横浜市中区港町1-1 関内中央ビル7階

メールアドレス：[ks-toshinbuevents@city.yokohama.jp](mailto:ks-toshinbuevents@city.yokohama.jp)

電話：045-671-3648